

地方公共団体における奨学金返還支援取組状況について

(令和6年6月1日時点)



内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

令和6年12月

1. 調査の背景や目的、概要

(1) 調査背景・目的

地方公共団体による若者への奨学金返還支援は、地方企業への就職を促し、地方への定着を推進する施策として、地方公共団体が独自に取組を進めてきたものである。地方創生の気運の高まりの中、平成26年に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、政府としても奨学金を活用した若者の地方定着を促進する旨が記載され、地方公共団体が奨学金返還支援に要した経費について特別交付税の対象とするといった措置が講じられるようになった。本調査は、全国の地方公共団体における奨学金返還支援の取組状況を調査し、好事例とともに公表することを通じて、返還支援の取組の活用を促すものである。

(2) 調査概要

- ・ 調査対象： 都道府県及び市区町村（47都道府県、1718市町村、23特別区）
- ・ 調査内容： 奨学金返還支援に係る取組状況等
- ・ 調査方法： 調査・照会（一斉調査）システム等による調査票配布、回収
- ・ 調査時点： 令和6年6月1日時点

2. 調査結果

- 奨学金返還支援の取組を実施している地方公共団体数は、**47都道府県・816市区町村**。
(令和5年度調査における実施地方公共団体数：**42都道府県・717市区町村**)
- 昨年度調査に比べ、実施地方公共団体数は都道府県で**5**、市区町村で**99**増加。
全ての都道府県と約5割の市区町村に取組の実施が広がっている。

■奨学金返還支援の取組状況

	実施地方公共団体数	全地方公共団体数に対する 実施割合
都道府県 (N=47)	47 (+5)	100% (+10.6%)
市区町村 (N=1,741)	816 (+99)	46.9% (+5.7%)

■取組実施地方公共団体数推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
実施 地方公共 団体数	5県 97市町村	23県 181市町村	26府県 263市区町村	31府県 324市区町村	32府県 349市区町村	32府県 428市区町村	33府県 487市区町村	36都府県 615市区町村	42都道府県 717市区町村	47都道府県 816市区町村

- ※ 上記の数には、既に奨学金返還支援対象者の新規募集を終了している場合であっても、支援対象者への支援を継続している地方公共団体も含む。
- ※ 令和4年度調査から医療系人材の確保のための取組についても明示的に対象としたため、令和3年度調査以前との単純比較はできない。
- ※ 地方公共団体が取組をいつから実施しているかに関わらず、実施している旨の回答があった年から、カウントしている。

2. 調査結果

- 令和5年度に地方公共団体が返還支援を開始した人数は**11,859**人（※1）
- 令和5年度の返還支援者総数は**26,084**人（新規＋継続支援者）
- 令和5年度の支援実績額は約**73.8**億円

■地方公共団体が新たに奨学金の返還支援を開始した人数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3 ※3	R4	R5
奨学金の 返還支援を 開始した人数	603	1,295	2,410	3,096	6,123	7,265	9,716	10,865	11,859
H27から の累計※ 2	603	1,898	4,308	7,404	13,527	20,792	30,508	41,373	53,232

■返還支援者総数（地方公共団体が当該年度に返還支援を行った総数。令和6年度調査より項目追加）

年度	R5
支援者数（人）	26,084

■支援実績額の推移（地方公共団体が当該年度に返還支援を行った総額。調査項目の見直しを行った令和2年度以降の実績）

年度	R2	R3	R4	R5
支援実績額（億円）	13.5	30.3	60.8	73.8

- ※1 一部の支援事業においては、継続申請者と新規申請者を切り分けて把握をしていない等のため、継続支援者も当該人数に含まれている場合がある。
また、認定した場合でも、域内において一定期間就業・居住した後に支援を開始するものがあるため、支援開始者数と認定者数にはずれが生じる。
- ※2 同計は当該年度に返還支援を開始した人数の累計であることから、当該年度に返還支援を行った人の総数ではない。
- ※3 令和4年度調査（令和3年度実績）から医療系人材の確保のための取組についても明示的に対象としたため、令和3年度調査（令和2年度実績）以前との単純比較はできない。

■奨学金返還支援実施地方公共団体一覧（令和6年6月1日時点）

△

2. 調査結果

茨城県	茨城県	栃木県	栃木県	群馬県	群馬県	埼玉県	埼玉県	千葉県	千葉県	東京都	東京都	神奈川県	神奈川県	新潟県	新潟県	富山県	富山県
	日立市		宇都宮市		太田市		さいたま市		千葉市		千代田区		平塚市		新潟市		富山市
	石岡市		栃木市		富岡市		熊谷市		銚子市		港区		小田原市		三条市		高岡市
	結城市		佐野市		上野村		川口市		船橋市		台東区		厚木市		柏崎市		魚津市
	常陸太田市		鹿沼市		神流町		行田市		館山市		品川区		座間市		新発田市		水見市
	高萩市		日光市		下仁田町		秩父市		松戸市		世田谷区		綾瀬市		十日町市		黒部市
	ひたちなか市		小山市		南牧村		加須市		成田市		荒川区		山北町		見附市		砺波市
	鹿嶋市		真岡市		甘楽町		東松山市		東金市		足立区		箱根町		村上市		小矢部市
	筑西市		下野市		端恋村		春日部市		旭市		葛飾区		愛川町		燕市		南砺市
	坂東市		益子町		昭和村		越谷市		市原市		八王子市				糸魚川市		射水市
	稲敷市		茂木町		板倉町		坂戸市		流山市		青梅市				妙高市		上市町
	かすみがうら市		市貝町				ふじみ野市		鴨川市		大島町				五泉市		立山町
	桜川市		芳賀町				伊奈町		君津市		利島村				上越市		入善町
	神栖市		那珂川町				毛呂山町		富津市		神津島村				阿賀野市		
	茨城町						嵐山町		浦安市		八丈町				佐渡市		
	大洗町						川島町		白井市						魚沼市		
	東海村						横瀬町		南房総市						胎内市		
	阿見町						長瀬町		匝瑳市						出雲崎町		
	境町						美里町		多古町						湯沢町		
	利根町						神川町		横芝光町						関川村		
									長生村						粟島浦村		
									長柄町								
									鋸南町								

石川県	石川県	福井県	福井県	山梨県	山梨県	長野県	長野県	長野県	箕輪町	岐阜県	岐阜県	静岡県	静岡県	愛知県	愛知県
	金沢市		敦賀市		富士吉田市		長野市		飯島町		大垣市		静岡市		名古屋市
	七尾市		小浜市		都留市		松本市		南箕輪村		高山市		浜松市		豊橋市
	小松市		勝山市		大月市		上田市		中川村		飛騨市		沼津市		一宮市
	加賀市		鯖江市		韭崎市		岡谷市		宮田村		郡上市		熱海市		瀬戸市
	羽咋市		越前市		南アルプス市		飯田市		松川町		下呂市		三島市		春日井市
	かほく市		坂井市		北杜市		諏訪市		阿南町		海津市		富士宮市		豊川市
	川北町		南越前町		笛吹市		須坂市		阿智村		輪之内町		伊東市		蒲郡市
	津幡町		越前町		上野原市		小諸市		下條村		白川町		島田市		稲沢市
	内灘町		美浜町		中央市		伊那市		亮木村		東白川村		富士市		新城市
	志賀町		高浜町		市川三郷町		駒ヶ根市		天龍村				磐田市		みよし市
	中能登町		若狭町		身延町		大町市		泰阜村				焼津市		大口町
穴水町		鳴沢村	飯山市	喬木村		掛川市	設楽町								
能登町		丹波山村	塩尻市	豊丘村		藤枝市	豊根村								
			佐久市	大鹿村		御殿場市									
			千曲市	上松町		袋井市									
			小海町	南木曽町		湖西市									
			南相木村	王滝村		伊豆市									
			北相木村	大桑村		御前崎市									
			佐久穂町	木曽町		菊川市									
			立科町	生坂村		伊豆の国市									
			下諏訪町	白馬村		東伊豆町									
			富士見町	小谷村		小山町									
			辰野町	山ノ内町		川根本町									
						森町									

2. 調査結果

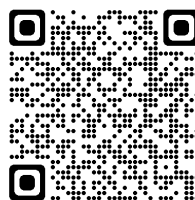
三重県	三重県	滋賀県	滋賀県	京都府	京都府	大阪府	大阪府	兵庫県	兵庫県	奈良県	奈良県	和歌山県	和歌山県	鳥取県	鳥取県	島根県	島根県
	四日市市		彦根市		京都市		岸和田市		神戸市		大和郡山市		和歌山市		鳥取市		松江市
	鈴鹿市		長浜市		福知山市		貝塚市		姫路市		田原本町		海南市		倉吉市		浜田市
	名張市		近江八幡市		舞鶴市		守口市		尼崎市		吉野町		有田市		若桜町		益田市
	尾鷲市		草津市		綾部市		茨木市		明石市		野迫川村		紀の川市		智頭町		安来市
	熊野市		守山市		宇治市		大東市		西宮市		十津川村		岩出市		湯梨浜町		江津市
	いなべ市		栗東市		宮津市		和泉市		洲本市				紀美野町				
志摩市	甲賀市	城陽市	東大阪市	伊丹市			鳥取県	琴浦町	奥出雲町								
伊賀市	野洲市	向日市	田尻町	相生市			日吉津村	大山町	川本町								
紀宝町	湖南市	八幡市	岬町	加古川市			伯耆町	日南町	邑南町								
	高島市	京丹後市		西脇市			日南町	海士町	吉賀町								
	東近江市	南丹市		三木市			日野町	江府町	海士町								
	日野町	久御山町		高砂市			江府町		西ノ島町								
	竜王町	井手町		三田市					隠岐の島町								
		与謝野町		加西市													
				養父市													
				丹波市													
				南あわじ市													
				朝来市													
				宍粟市													
				たつの市													
				多可町													
				太子町													
				香美町													

岡山県	岡山県	広島県	広島県	山口県	山口県	徳島県	徳島県	香川県	香川県	愛媛県	愛媛県	高知県	高知県	福岡県	福岡県	佐賀県	佐賀県
	岡山市		呉市		下関市		阿南市		高松市		今治市		室戸市		北九州市		伊万里市
	倉敷市		竹原市		宇部市		阿波市		丸亀市		宇和島市		安芸市		福岡市	武雄市	
	津山市		三原市		山口市		美馬市		普通寺市		八幡浜市		南国市		大牟田市		
	玉野市		福山市		萩市		三好市		観音寺市		新居浜市		須崎市		久留米市		
	井原市		府中市		防府市		神山町		東かがわ市		西条市		宿毛市		直方市		
	高梁市		三次市		長門市		那賀町		土庄町		大洲市		土佐清水市		飯塚市		
	備前市		庄原市		柳井市		海陽町		小豆島町		伊予市		香南市		柳川市		
	瀬戸内市		大竹市		美祢市		藍住町		三木町		四国中央市		香美市		八女市		
	真庭市		東広島市		周南市		板野町		宇多津町		久万高原町		安田町		筑後市		
	美作市		安芸高田市		田布施町		東みよし町		綾川町		砥部町		北川村		大川市		
	新庄村		安芸太田町						まんのう町		伊方町		本山町		行橋市		
奈義町	世羅町				愛南町	土佐町	宗像市										
吉備中央町	神高高原町					いの町	うきは市										
						仁淀川町	朝倉市										
						佐川町	みやま市										
						構原町	糸島市										
						四万十町	水巻町										
							岡垣町										
							大刀洗町										
							苅田町										
							吉富町										

2. 調査結果

長崎県	長崎県	熊本県	熊本県	大分県	大分県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	高千穂町	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	大崎町	沖縄県	沖縄県
	佐世保市		荒尾市		大分市		都城市		日之影町		鹿児島市		東串良町		糸満市
	大村市		水俣市		別府市		延岡市		五ヶ瀬町		枕崎市		錦江町		宮古島市
	平戸市		山鹿市		中津市		日南市				出水市		南大隅町		東村
	対馬市		宇土市		佐伯市		小林市				西之表市		中種子町		多良間村
	杵岐市		上天草市		臼杵市		串間市				垂水市		南種子町		
	五島市		天草市		津久見市		西都市				薩摩川内市		大和村		
	西海市		高森町		竹田市		えびの市				日置市		喜界町		
	雲仙市		津奈木町		豊後高田市		国富町				霧島市		徳之島町		
	南島原市		錦町		宇佐市		綾町				いちき串木野市		天城町		
	波佐見町		五木村		豊後大野市		新富町				志布志市		知名町		
	小値賀町		球磨村		由布市		西米良村				南九州市				
	新上五島町		苓北町		国東市		木城町				伊佐市				
					九重町		都農町				三島村				
					玖珠町		諸塚村				さつま町				
							椎葉村				長島町				
							美郷町				湧水町				

各地方公共団体の取組の内容については、
下記のリンク（内閣官房・内閣府総合サイト）から確認いただけます。



<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

3. 取組事例

都道府県等が実施する事業

福島県

☆福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援制度

○支援要件

大学生等や既卒者(35歳未満)で、県が定める支援対象となる産業分野の県内企業に就職し、規定の年数就業・県内に定住した場合。

○支援内容

・大学生等：**5年間就業・定住後、貸与を受けた奨学金の額のうち2年間分(24ヶ月分)を交付**(大学4年生の場合、**上限153.6万円**)
・既卒者：**3年間就業・定住後、応募時点での奨学金返還残額の1/2相当額(上限100万円)を交付**



千葉県

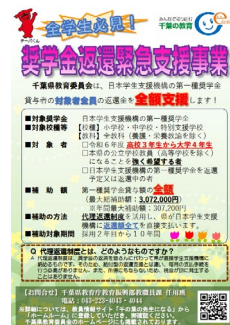
☆教員不足解消に向けた奨学金返還緊急支援事業

○支援要件

公立学校教員になることを強く希望する者のうち、教員採用選考に合格し、採用後11年間で勤務予定の者。

○支援内容

- ・返還額を**全額補助**(上限307.2万円)
- ・県が**直接日本学生支援機構に支払い**
- ・採用2年目から**10年間支援**



新潟県

☆保育士就学資金貸付事業

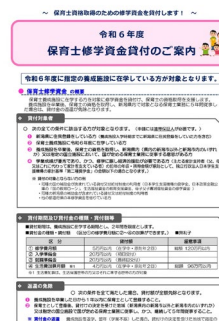
○支援要件

保育士養成施設卒業後1年以内に保育士として登録し、県内の保育施設等で保育士として継続して5年間従事する場合。

○支援内容

要件に該当した場合
全額免除
(免除最大額：256万円)

※新潟県はこの他複数
返還支援制度あり



三重県

☆三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業

○支援要件

- ・大学生等又は既卒者(UIターンで三重県に居住・就業予定の県外居住者)
- ・三重県内で居住かつ就業
- ・35歳以下

○支援内容

助成金額：借入予定の奨学金総額又は奨学金借入残額の**1/4(上限額100万円)**
(三重県内で居住かつ就業し4年経過時点で1/3を交付、8年経過後に残額を交付)



鳥取県

☆鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

○支援要件

大学生等や既卒者(35歳未満)が鳥取県内の対象業種に正規雇用された後、8年間継続して就業・居住すること。

○支援内容

- (無利子奨学金の場合)
- ・奨学金の返還総額もしくは返還残額の**1/2**
- ・上限最大額：大学院、薬学部の場合、**216万円**
- ・助成期間：県内の対象業種へ就職した日の属する年度から**8年度間**
- ※利子の有無等によって助成内容は異なります。



佐賀県

☆佐賀県薬剤師会薬剤師奨学金制度

※実施主体：一般社団法人佐賀県薬剤師会

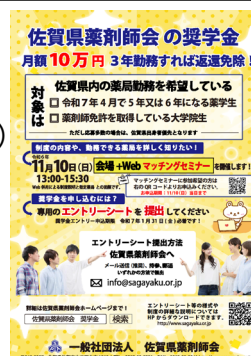
○支援要件

薬剤師免許取得後、**一定期間(貸与期間の1.5倍)指定薬局で薬剤師として従事した場合。**

○支援内容

要件に該当した場合
全額免除
(免除最大額：240万円)

※佐賀県はこの他
複数返還支援制度あり



3. 取組事例

市町村が実施する事業

北海道苫小牧市

○支援要件
高等教育機関卒業後、**市内企業へ正規雇用者**として就職し、**市内に居住していること。**

○支援内容
・**申請年度の前年度に返還した額の1/2を支援**
(上限額10万円/年)
(市内大学を卒業した人は全額支援(上限20万円/年))
・**最長5年間**

奨学金返還支援制度
最大50万円
申請期間：令和7年3月31日(月)まで
対象者：市内大学を卒業した者、市内企業に正規雇用されている者
申請方法：市内企業に勤務している場合は、勤務先を通じて申請。市内に居住している場合は、市役所へ直接申請。

青森県六ヶ所村

○支援要件
六ヶ所村奨学資金の貸与を受け、申請日以前3年間村内に定住又は村内事業所等に就業していること(35歳未満)。

○支援内容
・**奨学資金総額の最大1/2を助成。**
・**村内定住期間及び村内事業所等への就業期間に応じて支援金を算定**
・**定住又は就業のおおむね3年後と6年後の2回に分けて助成**

六ヶ所村奨学資金返還支援事業
六ヶ所村に住み、働く、必見！
奨学資金返還支援事業の概要、申請方法、問い合わせ先などを詳しく説明しています。

福井県越前町

○支援要件
大学等の就学のために貸与された奨学金の返還を行う30歳未満の者で、交付申請時に事業所等に就業(自営業者含む)し、申請日から5年以上町内に定住する意志があること。

○支援内容
・**補助候補者認定後、12ヶ月間に返還した額を補助。**
(上限20万円/年)
・**最長5年間**

奨学金返還支援制度
奨学金返還支援制度の概要、申請方法、問い合わせ先などを詳しく説明しています。

和歌山県紀美野町

○支援要件
大学等を卒業した30歳未満の者で、町内に定住し、就業又は起業していること。

○支援内容
・**町内就職または起業 補助率：全額**
・**町外就職または起業 補助率：1/2**
上限額：24万円/年 上限額：12万円/年

奨学金返還助成事業
学生時代に奨学金を借りた方、奨学金返還を紀美野町が手伝います！
紀美野町在住の30歳未満の方で、町内勤務は全額(年間上限24万円)、町外勤務は半額(年間上限12万円)助成いたします！
お問い合わせ：紀美野町役場 まちづくり課 TEL 073-495-3462

高知県南国市

○支援要件
大学等を修了し、現に就労する30歳未満で、申請年度の前年度の4月1日には南国市の住民基本台帳に登録され、現に市内に居住しており、今後5年以上定住する意思があること。

○支援内容
・**上限12万円/年**
・**最長5年間**

南国市奨学金返還支援補助金
年齢が30歳未満の方
最大120,000円

鹿児島県志布志市

○支援要件
高校・大学等を卒業した34歳以下の者で、正規雇用(起業等も含む。市外就業も可能。)されており、市内に住所を有し今後も定住する意思があること。

○支援内容
・**申請の前年度における奨学金返還金額全額を補助**
(上限24万円/年)

志布志市内に定住する若者の奨学金返還を支援します。
奨学金返還支援制度の概要、申請方法、問い合わせ先などを詳しく説明しています。

3. 取組事例

企業の奨学金返還支援（代理返還）制度に対する支援を行う地方公共団体事業

宮城県

○支援要件

要件を満たした中小企業者等にて正社員として採用され、6年以上の継続勤務が見込まれる者（中途採用含む）。

○支援内容

- ・補助率：**企業の返還支援額の1/2を補助。**

（従業員の奨学金貸与総額の1/4を上限）

- ・補助上限額（総額）

大卒等：**①135万円/人**
②90万円/人
③45万円/人

高校卒：**27万円/人**

- ・支援期間は**最長6年間**

※大卒等は3つのプラン（補助上限額）から選択



広島県

○支援要件

県内に本社等を置き、働き方改革に取り組み、奨学金返済支援制度を設けている中小企業等で、採用3年目までの雇用期間の定めのない従業員。

○支援内容

- ・働き方改革定着企業、国制度認定企業：**従業員への給付額の1/2を補助。（年額上限10万円/人）**

- ・働き方改革実施企業：**従業員への給付額の1/3を補助。（年額上限6万円/人）**

- ・**最長3か年度補助**



埼玉県秩父市

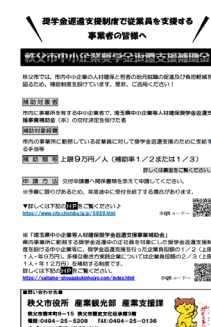
○支援要件

- ・市内に事務所を有する中小企業に勤務する就業後6年以内の正社員。
- ・中小企業者は「埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業補助金」の交付決定を受けていること。

○支援内容

- ・返還支援を行った企業負担の**1/2または1/3を補助。**

（年額上限9万円/人。埼玉県の補助金と合わせて年額上限18万円/人）



愛知県みよし市

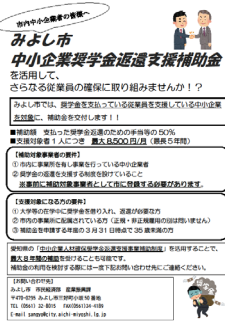
○支援要件

中小企業に勤務しており、市内の事業所に配属されている35歳未満の職員（非正規も含む）。

○支援内容

- ・**企業の返還支援額の1/2を補助。（支援対象者1人につき8.5千円/月）（最長5年間）**

※愛知県が実施している同様の制度（中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度）の併用で**合計8年間の補助を受けることも可能**



京都府八幡市

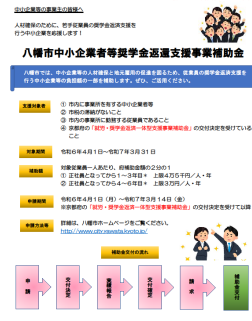
○支援要件

- ・市内に事業所を有する中小企業者等に勤務して6年以内の正社員。
- ・中小企業者は京都府の「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定を受けていること。

○支援内容

- ・対象の中小企業が交付決定された**府補助金額の1/2を補助。**

- ・1～3年目：一人当たり**上限4.5万円/年**
- ・4～6年目：一人当たり**上限3万円/年**



兵庫県洲本市

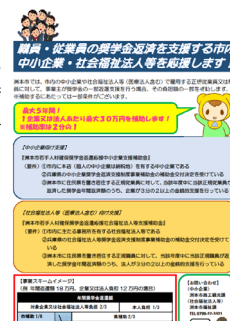
○支援要件

- ・市内の中小企業又は法人等に勤務する正規従業員または正規職員。
- ・事業者は県の「中小企業奨学金返済支援制度事業補助金」等の補助金交付決定を受けていること。

○支援内容

- ・対象企業等が負担した額から**県補助金交付額を控除した額の1/2を補助。**

（1企業等あたり、上限30万円/年）（最長5年間）



※制度の詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に奨学金の返還支援をする地方公共団体の取組を、国としても推進することにより、若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



令和6年6月1日現在の
実施地方公共団体数
47都道府県
816市区町村

～地方公共団体が定める支援の要件や内容の例～

【出身地】

「指定せず」「保護者が当該地方公共団体に居住」 など

【就業・居住】

当該地方公共団体に居住（かつ/または就労） など

【返還支援額】

返還額の1/3、1/2、2/3、1/1など割合を指定した上で、別途上限額を設ける など

地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- 奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

- 奨学金返還支援に係る市町村の負担額（基金の設置は不要）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。

【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない（市町村は令和4年度以降の条件を記載）

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。